

独立行政法人酒類総合研究所の概要

(1) 設立

平成13年4月1日（明治37年に大蔵省醸造試験所として創設）

(2) 事務所

広島県東広島市

(3) 常勤役職員数（令和4年4月1日現在）

45名

(4) 目的

- 酒税の適正かつ公平な賦課の実現
- 酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高める

(5) 主な業務

酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達のため、日本産酒類の輸出促進の政府方針等を踏まえ、①酒類業の振興のための取組、②酒税法、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組を行っている。

(6) 法人の類型

中期目標管理型法人（第5期中期目標期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日）

国税庁の任務

➤ 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

- ・ 酒税の適正かつ公平な賦課及び徴収

➤ 酒類業の健全な発達

酒類行政の基本的方向性を定め、適切な法執行の確保及び酒類業の振興の強化に取り組む。

- ・ 酒類製造者の技術力の強化を支援
- ・ 酒類の品質・安全性の確保
- ・ 酒類の適正な表示の確保

主な政府方針

➤ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

➤ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

（令和2年12月15日農林水産業・地域の活力創造本部決定）

- ・ 農林水産物・食品の輸出促進

➤ 科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）

➤ 統合イノベーション戦略2020（令和2年7月17日閣議決定）

- ・ 食料・農林水産業について、科学技術の力を活用することにより、輸出拡大に向けた国際競争力を強化
- ・ Society 5.0の実現のための研究データ基盤整備

独立行政法人酒類総合研究所の中期目標

1 酒類業の振興のための取組

日本産酒類の競争力強化等

- ・ 新たな価値の創造に資する研究
- ・ 清酒の品質劣化防止に資する研究
- ・ 食品添加物の指定要請手続
- ・ 輸出酒類の分析・証明事務

等

酒類製造の技術基盤の強化

- ・ 各種醸造用微生物及び原料の特性の把握等の基盤的研究
- ・ 地域ブランド等の価値向上に資する研究
- ・ 酒類製造者等の取組を支援

等

酒類の品質及び安全性の確保

- ・ 酒類の品質及び安全性の確保に関する研究
- ・ 酒類に含まれる可能性のある有害物質の分析
- ・ 業界団体主催の品質評価会等の支援

等

酒類業界の人材育成

- ・ 醸造技術者育成のための酒類醸造講習及び鑑評会
- ・ 関係機関と協力し、海外の日本産酒類専門家を育成
- ・ 酒類に関する研究者の育成

等

2 酒税法等の適切な運用のための取組

酒類の適正課税及び適正表示の確保

- ・ 分析・鑑定業務及びその理論的裏付けとなる研究

等

3 酒類に関するナショナルセンターとしての取組

アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実

- ・ 日本産酒類の魅力や特性に関する情報発信やアウトリーチ活動
- ・ 関係機関と連携したオープンサイエンスの推進

等